

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

高年齢者雇用安定助成金

～平成25年5月新設「高年齢者活用促進コース」のご案内(概要)～

本年4月1日、高年齢者雇用安定法が改正され、定年を迎える労働者のうち希望者全員を満65歳まで継続雇用することが実質義務づけられました。これを機に、高齢者を積極的に活用することを目的に高年齢者の雇用環境整備を行う企業に対する助成金です。

支給対象事業主	<p>以下のいずれにも該当する事業主であることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■雇用保険適用の事業主であること。 ■環境整備計画書を機構理事長に提出し、計画認定を受けていること。 ■認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に、次の(1)から(4)までのいずれかの高年齢者活用促進の措置を実施した事業主であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新分野への進出または職務の再設計による、高年齢者の職場または職務の創出 (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による、既存の職場等における高年齢者の就労の機会の拡大 (3) 高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し (4) 定年の引上げ等 ■環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢法第8条および第9条(※1)を遵守していること。 ■支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※2)が1人以上いること。 ■高年齢者活用促進措置の実施に必要な許認可等を受けていること。(※3) <p>(※1) 「高年齢法第8条および第9条」とは、60歳以上の定年を定めていることおよび65歳以上の定年か継続雇用制度(継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合も認められます。)を定めていることをいいます。</p> <p>(※2) 「雇用保険被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者および高年齢継続被保険者をいいます。</p> <p>(※3) 例えば、機械装置の購入において販売元となる業者が必要な許認可を受けている等。</p>
支給額	<p>支給対象経費の1/2(中小企業は2/3) ただし、千円未満は切捨て、上限500万円。</p> <p>また、当該高年齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とする。</p> <p>企業単位で1回限り。過去に中小企業定年引上げ等奨励金、継続雇用定着促進助成金等の助成金を受給した場合は対象外。</p>

○詳細はこちらでご確認下さい。

厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/kou
nenrei_pamphlet01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/kou
nenrei_pamphlet01.pdf)

高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/subsidy/download/katuyousokusin.pdf>